

第3次 三芳町地域福祉計画

令和8年度～令和13年度

誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳



令和8年3月

三芳町

1 地域福祉ってなに？

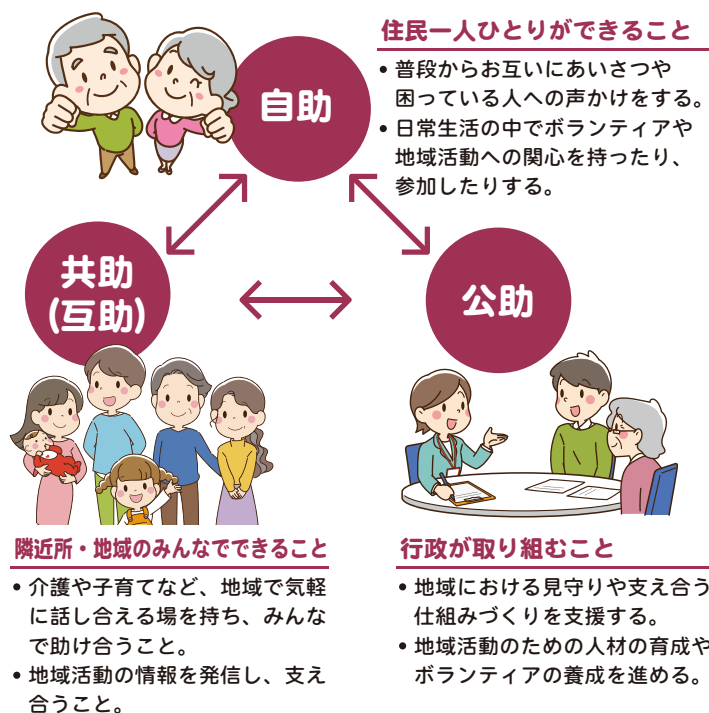
地域福祉とは、“幸せ”や“豊かさ”を意味する「福祉」に、「地域」という言葉がついています。住み慣れた地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持った暮らしや生活が送れるよう、**人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い、助け合い、みんなが幸せを感じることができる地域づくり**に向け、**地域住民、行政、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組み**を作ることです。

2 「自助・共助（互助）・公助」ってなに？

地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助（互助）・公助」の視点が重要なポイントです。

自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支え合い、助け合う「共助（互助）」が求められます。

一方、住民の活動やボランティアによる取組が主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」が行政の役割です。



3 地域福祉計画ってどんな計画？

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、**地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画**です。第3次となる本計画の期間は、**令和8年度から令和13年度までの6年間**となります。

また、令和12年（2030年）までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。SDGsの基本的理念である「**誰一人取り残さない**」という理念が、地域福祉の基本的な考え方と親和性が高いことから、SDGsの視点を意識して計画を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の基本理念と基本目標

基本理念「**誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳**」を掲げ、福祉分野における住民・地域・行政の共通の目標としていきます。

また、町の地域福祉に関する課題の解決および基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定し、総合的な地域福祉施策を住民と地域、行政など、町が一体となって推進します。

基本理念

誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳

基本目標 1 支え合いの輪が広がるまち

課題

地域福祉意識の醸成 — 地域づくり活動の充実

目標

住民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを深め、支え合う担い手づくりを目指します。

基本目標 2 適切な支援につながるまち

課題

情報提供の充実 — 包括的な支援体制の充実 — 地域福祉の推進体制の強化

目標

困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、支援につなぐ重層的な体制の構築を目指します。
また、住民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが住み慣れた町で自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

基本目標 3 いつまでも安心して暮らせるまち

課題

誰ひとり取り残さない取組の充実 — 安全・安心して暮らせる環境づくり

目標

地域の見守りや防災・防犯体制を強化し、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。
また、生活困窮者の自立支援、高齢者や障がい者等の虐待防止、自殺対策など、住民の生活を包括的に支えるための権利擁護を推進します。

基本目標 1 支え合いの輪が広がるまち

主な
SDGs
関連指標

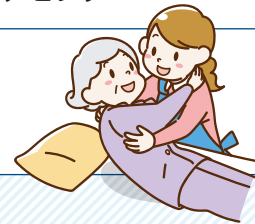
基本施策 1-1 地域福祉意識の醸成

1-1-1 福祉教育・人材育成

主な取組 ●福祉教育 ●認知症サポーター ●生活支援コーディネーター ●あいサポート運動

1-1-2 地域活動・ボランティア活動

主な取組 ●行政連絡区への支援 ●地区社会福祉協議会への支援 ●ボランティアセンター



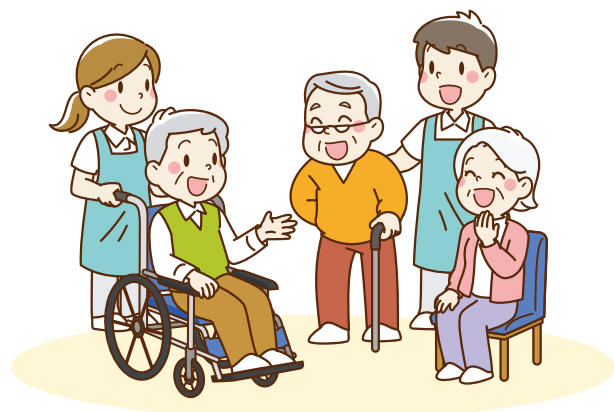
基本施策 1-2 地域づくり活動の充実

1-2-1 地域における活動の促進

主な取組 ●ボランティア活動等の支援 ●生活支援体制整備事業

1-2-2 交流の場・活動の場・居場所づくり

主な取組 ●介護予防教室 ●サロン活動 ●外出支援事業 ●認知症カフェへの支援



基本目標 2 適切な支援につながるまち

主な
SDGs
関連指標

基本施策 2-1 情報提供の充実

2-1-1 福祉に関する情報提供

主な取組 ●町ホームページ・SNS ●広報みよし ●くらしの便利帳

2-1-2 災害時の情報発信提供

主な取組 ●防災行政無線 ●SNS 等を活用した情報発信

2-1-3 身近な地域の情報提供

主な取組 ●三芳町地域コミュニティメールによる情報発信

2-1-4 情報の保障

主な取組 ●手話通訳者派遣 ●要約筆記派遣 ●音訳・点訳ボランティアの支援

基本施策 2-2 包括的な支援体制の充実

2-2-1 相談支援の充実

主な取組 ●重層的支援体制整備事業

2-2-2 アウトリーチによる伴走的支援の強化

主な取組 ●地域における見守り活動（福祉新聞、地域包括支援センター、民間企業との見守り協定等）

2-2-3 参加・就労等の支援

主な取組 ●生活困窮者自立支援事業 ●障がい者就労支援センター

2-2-4 関係機関との連携強化

主な取組 ●生活支援体制整備事業 ●在宅医療介護連携の推進



基本施策 2-3 地域福祉の推進体制の強化

2-3-1 行政連絡区、民生委員等との連携強化

主な取組 ●自治活動の支援 ●民生委員の活動支援

2-3-2 住民自身による地域課題検討の場の充実

主な取組 ●生活支援体制整備事業 ●地区連絡会への支援

2-3-3 町社会福祉協議会との連携強化

主な取組 ●社会福祉協議会との連携



基本目標 3 いつまでも安心して暮らせるまち



基本施策 3-1 誰ひとり取り残さない取組の充実

3-1-1 成年後見制度利用促進

- 主な取組** ●体制整備（中核機関・ネットワーク）及びチーム・協議会の整備 ●各種助成の実施
●市民後見人の養成 ●制度の広報・普及

3-1-2 権利擁護事業の充実

- 主な取組** ●生活困窮者支援のサポート ●パートナーシップ宣誓制度 ●困難を抱える女性への支援

3-1-3 虐待防止対策の強化

- 主な取組** ●要保護児童対策地域協議会 ●高齢者虐待防止ネットワーク ●障がい者虐待対応
●女性相談

3-1-4 自殺対策の強化

- 主な取組** ●啓発及び周知 ●メンタルチェックシステム ●ゲートキーパーの養成
●ネットワークの強化

3-1-5 再犯防止

- 主な取組** ●民間協力者の活動の促進 ●更生保護活動の支援 ●再犯防止に関する意識醸成・周知啓発
●非行の防止と関係機関と連携した支援の実施 ●就労・住居の確保のための取組

基本施策 3-2 安全・安心して暮らせる環境づくり

3-2-1 防災対策の充実

- 主な取組** ●災害時要援護者対策の充実 ●地域連携避難訓練の実施
●災害ボランティアセンター（社会福祉協議会事業）への支援 ●日本赤十字社三芳町分区
●福祉避難所の確保

3-2-2 防犯対策の充実

- 主な取組** ●パトロール・自主防犯活動 ●空き家対策 ●消費者支援 ●住宅防犯対策補助金事業

3-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくり

- 主な取組** ●建物、道路のバリアフリー化



6

三芳町成年後見制度利用促進基本計画

地域福祉の取組の一つである成年後見制度利用促進に関する施策を「三芳町成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけることで、地域福祉の取組と連動させながら、成年後見制度の利用促進を図るものとします。

基本目標	基本施策
基本目標 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	1-1 包括的なネットワークの構築 1-2 市民後見人の育成及び担い手の確保
基本目標 2 権利擁護支援	2-1 広報・啓発等による周知・理解促進 2-2 身近な相談支援体制の整備 2-3 成年後見制度の利用に関する支援

7

三芳町再犯防止推進計画

再犯防止に関する自治体としての役割が極めて重要であり、本計画を策定することで、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援を推進します。

基本目標	基本施策
基本目標 1 再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進	1-1 広報・啓発活動の推進
基本目標 2 保護司会と更生保護女性会等との連携	2-1 関係団体・関係機関との連携 2-2 国や県との連携
基本目標 3 犯罪をした者等の社会復帰及び生活への支援	3-1 就労・住居の確保等の支援 3-2 福祉・医療制度等の利用支援

8

三芳町自殺対策計画

自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな「三芳町自殺対策計画」を策定し、誰もが自殺対策に関する必要な支援が受けられ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すものです。

基本目標	基本施策
基本目標 1 包括的な相談・支援体制の充実	1-1 多様な相談支援体制の構築と充実 1-2 子どもや若者の支援の強化 1-3 女性に対する支援の強化
基本目標 2 住民への啓発と周知の推進	2-1 こころの健康づくりに関する情報発信 2-2 自殺対策を支える人材の育成
基本目標 3 いのちを守り支える体制づくり	3-1 生きることの促進要因につながる活動の推進 3-2 地域におけるネットワークの強化

町民や地域みなさんに期待すること

みんなで
誰一人取り残さない
共に生きる幸せなまち 三芳
をめざそう

地域の活動に
協力しましょう

健康づくりに
ついて関心を持ち、
取り組んで
みましょう

地域での福祉や
健康に関する
学習会などに参加、
協力しましょう



自分たちで
住みよい・安全な
地域にしていこうとする
意識を持ちましょう

病院への送迎や
買い物支援など、
地域での身近な
助け合いについて
考えてみましょう

地域で困っている
人を気にかかけ、
必要に応じて
民生委員・児童委員や
相談機関等に
つなげましょう

第3次 三芳町地域福祉計画【概要版】

発行：令和8年3月

編集：三芳町福祉課

住所：〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

電話：049-258-0019（代表）